

令和7年度
職員エンゲージメントの向上に関する調査・施策立案支援業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度職員エンゲージメントの向上に関する調査・施策立案支援業務委託

2 事業目的

人口減少による労働力不足の進行に伴い、人材獲得の競争が激しくなっており、自治体においても職員採用試験の競争倍率が年々減少傾向にあるほか、若年層の離職率の増加など、今後の行政を担う人材を獲得することが困難な状況になりつつある。

このような中、八戸市が将来にわたって質の高い行政サービスを維持し、持続可能で自立した自治体であり続けるには、職員一人ひとりがその能力を最大限に発揮し、主体的に仕事に取り組みながら、組織全体のパフォーマンスの向上を図っていくことが必要である。

このことから、職員のエンゲージメント状態（組織に対して主体的に関わろうとする姿勢や貢献意欲等）を的確に把握し、その結果を詳細に分析し、抽出された課題に対して必要な施策立案を行うことで、組織パフォーマンスの向上を図り、市民サービスの向上につなげることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月20日（金）まで

4 事業概要

八戸市職員のエンゲージメント向上に向けた次の（1）～（4）の業務を行うことについて、八戸市総務部人事課の支援を行う。なお、（2）（3）については、令和6年度に八戸市が実施したエンゲージメント調査についても行うものとする。

（1）職員エンゲージメント調査の実施

八戸市職員（教育委員会事務局等職員を含む。八戸市立市民病院を除く。）を対象としたエンゲージメント調査を実施する。

対象職員：八戸市役所に勤務する職員のうち正職員約1,500人。

実施手法：令和6年度に八戸市が実施したエンゲージメント調査の設問項目をベースとし、庁内イントラネット SHIRASAGI のアンケート機能を活用する。なお、設問項目の変更等については、市との協議を行うこと。

その他：必要に応じ、職員エンゲージメント調査について、その意義や重要性についての説明の支援となる情報を提供すること。

（2）集計・分析

・八戸市との協議により、あらかじめ決定した区分（所属、役職、年代等）ごとのエンゲージメントスコアの提供、各質問項目の回答の分布状況等、細やかな回答の集計、分析を実施し、その結果を提出すること。

・集計したデータから、エンゲージメント向上のために必要な項目や区分等を分析するとともに、改善が必要な要素をまとめた資料を提出すること。

(3) 施策提案

集計・分析したデータをもとに、職員のエンゲージメント向上につながる実効性の高い施策の提案を行うこと。

(4) 実施業務

- ・委託期間中は、委託者と定期的（月1～2回程度を想定）に事業の進捗状況等についてミーティングを行うこと。
- ・委託期間内において2回を下限とし、八戸市人事課内で直接ミーティングの機会を設けること。
- ・その他、本業務に付随する事務を実施すること。

5 スケジュール（案）

5月～8月頃	令和6年度調査の集計・分析及び施策の提案
9月～10月頃	令和7年度エンゲージメント調査の設計
11月頃	エンゲージメント調査の実施
11月～翌年2月頃	分析結果の報告及び施策の提案
翌年3月頃	業務実績報告書の提出

※事業の進捗状況等により、スケジュールを調整する場合がある。

6 業務実績報告

- ・本業務の実施期間中において、受託者は委託者と綿密な連絡に努め、作業を遂行しなければならない。また、委託者は必要に応じて本業務の実施状況を調査し、または報告を求めることができることとする。なお、打ち合わせで決定し、又は委託者が指示した事項等において、受託者は定期的にその進捗を報告すること。
- ・事業終了後、速やかに業務報告書を電子媒体で委託者に提出すること。
- ・業務報告書の様式は任意とする。

7 機密保持

- ・受託者は、本業務の実施にあたり、知り得た情報を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、または解除された後も同様の義務を負う。
- ・受託者は、委託者から提供された資料等を厳重に取り扱うものとし、本業務の目的以外のために利用（複写及び加工を含む）し、または第三者に提供してはならない。
- ・受託者は、本業務終了後、委託者から提供された資料等を速やかに返還すること。

8 本業務の条件

- ・この業務により作成した成果品の著作権、特許権、使用权等の諸権利は、委託者に帰属するものとする。ただし、協議により、委託者が認めた場合は、この限りではない。
- ・受託者は、当該業務の実施のために必要な、受託者が従前より有する著作権、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、万一何らかの著作権問題が生じた場合は受託者の責任により対処すること。

9 その他

- ・本仕様書に関して疑義の生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、委託者と協議の上、決定するものとする。